

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社コンドー	代表者氏名	清水 澄夫
主たる営業所の所在地	埴科郡坂城町大字南条5127番地13		
許可番号	なし	許可を受けている建設業の種類	なし

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年2月25日	処分を行った者	長野県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第2項第2号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部			
2 期間 令和3年3月15日から令和3年3月19日までの5日間			
処分の原因となった事実	無許可営業		
株式会社コンドーは、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を有していないにもかかわらず、同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事を繰り返し請け負った。 このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。			
その他参考となる事項			